

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年11月01日 至 令和5年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 城内会
- ① 財團 ■ 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
■ その他
③ 基金制度採用 ■ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市中央区元城町
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成15年 7月 4日
- (4) 設立登記年月日 平成15年 7月 8日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	兼子眼科	2217112164	静岡県浜松市中央区元城町 218-2	一般病床3床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年12月26日 令和5年度決算の決定及び定款

令和5年10月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 城内会
 所在地 静岡県浜松市中区元城町218-2
中央

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和5年 10月31日現在)

1. 資 产 領	67,595 千円
2. 負 債 領	27,162 千円
3. 純 資 产 領	40,433 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	49,164
B 固定資産	18,431
C 資産合計 (A+B)	67,595
D 負債合計	27,162
E 純資産 (C-D)	40,433

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 城内会
 所在地 静岡県浜松市中区元城町218-2

※医療法人整理番号

中央

貸 借 対 照 表

(令和5年10月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	49,164	I 流動負債	27,162
II 固定資産	18,431	II 固定負債	0
1 有形固定資産	18,103	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	309	負債合計	27,162
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	18	純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	30,432
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	40,432
資産合計	67,595	負債・純資産合計	67,595

様式 4-2

法人名 医療法人社団 城内会
 所在地 静岡県浜松市中区元城町218-2
 中央

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年11月 1日 至 令和 5年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,666
2 事業費用	92,287
本来業務事業利益	5,379
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	375
2 事業費用	
附帯業務事業利益	375
事業利益	5,754
II 事業外収益	
III 事業外費用	
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	5,754
法人税等	73
当期純利益	5,680

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 城内会
理事長 兼子 周一 殿

私は、医療法人社団 城内会の令和 5年会計年度（令和 4年11月1日から令和 5年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年10月31日

医療法人社団 城内会
監事 鈴木 清史

